

生活保護に係る法律相談業務委託契約に伴う公金支出に関する住民監査請求について、地方自治法（以下「法」という。）第242条第4項の規定により監査したので、その結果を同項の規定により次のとおり公表します。

平成19年4月11日

高松市監査委員	北原和夫
同	吉田正己
同	住谷幸伸
同	伏見正範

生活保護に係る法律相談業務委託契約に伴う公金支出に関する住民監査請求の監査結果について

第1 請求の受理

1 請求人

住所・氏名 省略

2 請求書の受付

平成19年2月15日

3 請求の要旨（原文）

別紙事実証明書（①保護課の専用の法律相談委託契約起案文書写し、②保護課以外の全課〈53課と9室〉を対象とする法律相談委託契約起案文書写し（注）事実証明書については省略した。）の記載によると、生活保護関係業務担当の高松市職員は、事実証明書②の庶務課の主管する「保護課以外の全課を対象とする法律相談」体制の中で生活保護関係業務の法律相談が可能であるにもかかわらず、必要もないのに事実証明書①の法律相談業務委託契約を違法又は不当に締結し及び当該契約を履行して当該契約に伴う公金を違法又は不当に支出したものである。事実証明書①の契約は、

地方自治法第242条第1項に規定する違法又は不当な契約の締結及び履行に該当するものであり、当該契約により支出した金員は当然に違法又は不当な公金支出に該当するものである。事実証明書②によると(a)基本委託料5万円×2人×12月、(b)執務委託料5万円×24日、(c)臨時相談料5千円×72回の体制とされており、月平均2回の法律相談があり、この回数で不足する場合には72回の臨時法律相談も可能なのである。一方、事実証明書①によると(a)基本委託料5万円×2人×12月、(b)定期相談料5万円×24日、(c)臨時相談料5千円×32回とされており、その内容は、臨時相談の回数を少なくした以外は事実証明書②の内容と同様である。一つの課の業務に、他の全課（53課・9室）の法律相談と同程度の回数の法律相談が必要であるとは考えられない。

結局、保護課の公務に必要な本件契約及び当該公金支出は、地方自治法第242条第1項に規定する違法又は不当な契約の締結・履行及び違法または不当な公金支出に該当するものであり、当該公金支出は地方自治法第232条第1項、同法第2条第14項及び地方財政法第4条第1項の各規定に違反する違法な公金支出なのである。

よって、本件請求人は、高松市監査委員が、上記の違法又は不当な契約の締結・履行及び公金支出について責任を有する者に対して当該損害の補填を求めるほか、その他の「必要な措置」を講ずるよう高松市長に対して勧告することを求める。

4 請求の要件審査

本件請求は、法第242条所定の要件を備えているものと認めた。

第2 監査の実施

1 監査対象事項等

本件請求による監査対象事項は、高松市（以下「市」という。）では、弁護士と行政問題法律相談（以下「行政法律相談」という。）業務委託契約を締結し、行政全般の法律問題について弁護士と相談できる体制が整っているのに、生活保護関係業務担当の市職員が、別途、弁護士との間で、生活保護事務に関する法律相談（以下「生活保護法律相談」という。）業

務委託契約を締結して、委託料や相談料を支払っていることが、何ら必要もないものとして、違法または不当な公金の支出に該当するか否かという事項である。

そして、措置請求の内容は、本件公金支出について高松市長（以下「市長」という。）に対し、当該損害の補てんを求めるほか、その他の必要な措置を講ずるよう勧告することを求めるものである。

なお、監査委員は、法第242条第6項の規定に基づき、請求人に対して、平成19年3月15日に、証拠の提出および陳述の機会を与えたが、請求人からは新たな証拠の提出はなく、陳述も行われなかった。

2 監査対象部局

本件監査対象部局は、健康福祉部福祉事務所保護課である。

第3 監査の結果

本件請求について、監査委員は、合議により、次のとおり決定した。

本件請求は、措置請求に理由がないものと判断する。

以下、その理由を述べる。

1 監査により認められた事実

監査は、関係書類を調査するとともに、監査対象部局の職員等から事情聴取するなどの方法により実施し、その結果、次の各事実を確認した。

(1) 市と弁護士との行政法律相談業務委託契約

ア 市における弁護士による行政法律相談の必要性

市は、行政を執行する上で生じる諸問題を適正に処理するため、各分野で法律専門家による指導や助言を受けることが必要となる機会が多く発生していたが、平成8年8月までは、恒常的に必要に応じて弁護士と相談できる顧問制度を採用していなかったため、必要な都度、各部局の職員が、従前に訴訟委任した民事事件の処理で実績がある弁護士や法律相談した経験で能力・識見を確認していた弁護士などの法律事務所に赴き、直接、法律相談して、問題の解決に当たってきた。

しかし、市では、平成8年度当初に、土木部住宅課所管に係る市営住宅の整備および管理運営上、緊急に処理しなければならない重要な

問題が数多く存在していたことから、これを迅速かつ適正に処理するためには、相当長期間にわたって継続的に弁護士による指導と助言を受けることが不可欠な事態となり、同年9月から、香川県弁護士会から9名の弁護士の紹介を受け、市営住宅問題に関する法律相談業務を委託するとともに、必要に応じて、市営住宅居住者を相手に使用料不払を理由とする住宅明渡請求事件の訴訟を委任するなどの対応をとり、懸案の重要課題の解決に当たった。

この住宅明渡請求事件を大量に処理するに当たって、市は、弁護士に訴訟委任する一方、住宅課職員を指定代理人として選任し、弁護士とともに訴訟行為を担当させる措置を講じ、訴訟実務の上で、市職員に弁護士による教育・指導を受けさせた結果、指定代理人となった市職員単独でも、同種訴訟を担当できる体制が整い、漸次、弁護士に対する訴訟委任による処理から、指定代理人となる市職員単独の訴訟遂行による処理に移行することが可能となり、さらに市職員の弁護士に対する法律相談も減少するようになり、平成10年度以降は相談弁護士を2名に縮小することができる状態になり、多大の成果を挙げることができた。

市では、この間、住宅課以外の各部局からも、弁護士による法律相談の依頼や要望が多く出されるようになり、市営住宅問題に関する法律相談業務を委託していた弁護士に余剰の時間がある場合には、その弁護士に住宅課以外の各部局からの法律相談も適宜担当してもらっていたが、この市営住宅問題に関する法律相談業務委託契約実施の成功実績を全庁的に活用することを検討した結果、平成11年度から、市営住宅問題に関する法律相談業務委託を発展的に解消させ、新たに全部局を対象とする行政法律相談業務委託を制度化することを決定し、市の訴訟に関する事務を所管する総務部庶務課に具体的事務処理をさせることとした。

イ 市と弁護士の行政法律相談業務委託契約の概要

市は、行政に係る法律問題全般について、市職員が、必要な都度、随時、弁護士による的確な指導・助言を受け、事務処理の適正化を図

るとともに、市職員の法的知識の習得・向上に努めることにより、行政の適切な運営を期する目的で、平成11年度当初から、市営住宅問題に関する法律相談業務委託契約で実績がある弁護士2名と契約期間を1年間とする行政法律相談業務委託契約を締結し、その契約期間が満了する都度、その翌年度当初に同じ弁護士2名と同契約を締結して更新を続け、現在に至っている。

その契約内容の概要は、次のとおりである。

- ① 市は、行政を執行する上で生じる諸問題を適正に処理するため、市職員からの法律相談に応じる業務を契約弁護士に委託し、契約弁護士は、これを受託する。
- ② 法律相談は、原則として1か月に2回とし、所定の日の午前または午後の3時間実施するが、市の必要に応じて随時協議して実施することができる。
- ③ 市は、法律相談業務に対する委託料として、契約弁護士1名につき毎月5万円と法律相談業務に従事した相談日1日当たり5万円で計算した額との合計額を契約弁護士に支払うほか、市の必要に応じて随時法律相談をした場合は、相談時間30分当たり5,000円の委託料を支払う。

なお、随時法律相談に関する約定は、当初の契約には含まれていなかったものであるが、その後、法律相談案件が増加し、所定の法律相談日だけで対応することができなくなったため、平成13年度から、追加されたものであり、その法律相談業務の委託料は、当初の契約締結時に適用されていた香川県弁護士会報酬等基準規程に則り、契約弁護士と協議して決定したものであり、市は適正な金額であると認識・判断している。

ウ 市による弁護士の行政法律相談の実施状況

市と契約弁護士との行政法律相談業務委託契約に基づく法律相談の近時における実施状況は、次のとおりである。

- ① 平成17年度は、所定法律相談回数は24回で、相談案件が99件であり、随時法律相談回数（案件）は44回（件）となっている。

② 平成18年度は、本件監査実施前の平成19年1月末日現在で、所定法律相談回数は20回で、相談案件が103件であり、随時相談回数（案件）は34回（件）となっている。

なお、これら法律相談の1件当たりの平均所要時間は、所定法律相談が29分、随時法律相談が46分となっている。随時法律相談は、市では、平成17年度に30分換算で年間72回相当分を予定していたものの、年度末には予定分を全て執行し終えており、平成18年度も、前年度同様に30分換算で72回相当分を予定しているが、本件監査実施前までに既に60回分の執行済みとなっており、相談全体としては漸増の状況にある。

(2) 市と弁護士の生活保護法律相談業務委託契約

ア 市の行政法律相談業務委託契約とは別途に生活保護法律相談業務委託契約を締結する必要性

市は、平成11年の厚生省（現厚生労働省）による事務監査を受けた際、生活保護事務の処理において保護費の不正受給など不適正な事実が数多くあることが指摘され、その改善を強く要請された。

そこで、市は、早急に生活保護事務の適正処理を実現しなければ、市民の行政に対する信頼を損ねかねないと判断し、平成12年4月1日に、担当助役を委員長とし、収入役、総務部長、企画財政部長、市民部長、健康福祉部長および土木部長を委員とする全庁的な体制で組織する生活保護事務庁内検討委員会を設置し、生活保護事務の適正化に向けての方針・方策の検討を開始した。

この検討の途中においても、会計検査院による実地検査を受け、生活保護事務の改善を強く要請されたことなどから、生活保護事務を適正かつ円滑に運営するためには、悪質な保護費の不正受給者に対して、告訴・告発を含めた厳正な法的な対応を執らなければならない事案もあり、高度な法律専門知識や判断が必要であり、法律専門家の弁護士による協力が不可欠であるという意見の統一に至った。

当時、市では、前記(1)のイのとおり、全部局を対象とする行政法律相談業務委託を制度化しており、生活保護事務処理の適正化にも、こ

れを活用することは不可能ではなかったが、この行政法律相談の実施状況は、前記(1)のウのとおり、盛況を極み、既に手一杯の状態にあり、従前の体制で、今後大量に発生することが予測される生活保護事務関係の法律相談までも賄うことは不可能なことでありと判断され、あえて、これを活用するとすれば、他部局の法律相談を犠牲にしかねず、その体制を大幅に拡大するか、市営住宅問題の場合と同様に、別途、生活保護事務処理だけに対応する法律相談業務委託を新規に制度化するか、いずれかの方法を執らなければならないこととなるが、機能性および効率性の点から検討して、後者が優れていると判断し、これを導入することを決定した。

イ 市と弁護士の生活保護法律相談業務委託契約の概要

市は、保護費の不正受給を未然防止するとともにその不正受給事例に対する是正措置を講じるなど生活保護事務の適正処理を図るため、市担当職員が、必要な都度に適宜弁護士による的確な指導・助言を受け、事務処理の適正化を図るとともに、市担当職員の生活保護法に関する法的知識の習得・向上に努めることを目的に、平成12年9月20日に、香川県弁護士会の推薦を受けた弁護士2名と、それぞれ契約期間を同年度末とする生活保護法律相談業務委託契約を締結し、その契約期間が満了した日の翌日である翌年度当初に、同弁護士会から改めて弁護士2名の推薦を受け（ただし、うち1名だけは継続性維持のため再推薦を希望）、その弁護士2名と同内容の契約を締結することを続けて現在に至っている。

その契約内容の概要は、次のとおりである。

- ① 市は、生活保護事務の適正化を図る上で生じる諸問題を適正に処理することなどのため、市職員からの法律相談に応じる業務を契約弁護士に委託し、契約弁護士は、これを受託する。
- ② 定期相談は、原則として1か月に2回とし、毎月第1および第3水曜日の午前または午後の3時間実施とするが、市の必要に応じて臨時相談を実施することができる。
- ③ 相談場所については、定期相談は市健康福祉部福祉事務所保護課

内とするが、臨時相談は、その都度、協議して定める。

- ④ 市は、法律相談業務に対する委託料として、契約弁護士1名につき毎月5万円の基本料と定期相談業務に従事した相談日1日につき5万円で計算した相談料および臨時相談業務に従事した相談時間30分につき5,000円で計算した相談料の合計額を契約弁護士に支払う。

なお、この法律相談業務の委託料は、当初の契約締結時に適用されていた香川県弁護士会報酬等基準規程に則り、各契約弁護士と協議して決定したものであり、市は適正な金額であると認識・判断している。

ウ 市による弁護士の生活保護法律相談の実施状況

市と契約弁護士との生活保護法律相談業務委託契約に基づく法律相談の近時における実施状況は、次のとおりである。

- ① 平成17年度は、定期相談回数は24回で、相談案件が58件となっており、臨時相談回数（案件）は6回（件）となっているが、その他に相談記録票の作成がない短時間の相談が62件あり、相談件数の合計は126件に及んでいる。
- ② 平成18年度は、本件監査実施前の平成19年1月末日現在で、定期相談回数は20回で、相談案件が53件であり、臨時相談回数（案件）が3回（件）となっているが、その他に相談記録票の作成がない短時間の相談が41件あり、相談件数の合計は97件に及んでいる。

なお、これら法律相談の1件当たりの平均所要時間は、定期相談については、記録票には開始時刻と終了時刻の記載がないため把握できないが、臨時相談は、47分となっている。

エ 生活保護法律相談の委託料の支払状況

市が、弁護士との間で締結した生活保護法律相談業務委託契約に基づき、本件監査請求前1年間に委託弁護士に支払った委託料は、別紙記載のとおりであり、平成17年度分が62万5,000円、平成18年度分が182万5,000円の合計金245万円である。

市は、この委託料の支出について、委託弁護士との約定に基づき、

各委託弁護士から、実際の定期相談等事業実施の実績に基づいた請求書の提出を受けた後、市側において、支出負担行為決議兼支出命令を歳出管理票により起票し、高松市事務決裁規程（以下「事務決裁規程」という。）に基づき保護課長までの決裁を受けた上、出納室長までの審査を受け、口座振替の方法による支出を行う事務手続を執っている。

オ 市が弁護士との間で締結している生活保護法律相談業務委託契約に基づいて支払った委託料の相当性・適法性に対する認識

市は、弁護士との生活保護法律相談業務委託契約において約定した委託料は、当初契約締結当時にまだ廃止されていなかった香川県弁護士会制定の報酬等基準規程で、法人の顧問料は月額5万円以上の金額、法律相談料は30分につき5,000円以上から1万円以下の金額と定められていたことに則り、委託弁護士と協議して、基本料を5万円、定期相談料を5万円、臨時相談料を30分につき5,000円と取り決めたものであり、その金額は、行政法律相談業務委託契約における委託料と同一金額となっており、その委託料金額は、相当かつ妥当なものであると認識している。

カ 市が委託弁護士に支払った委託料の財源

市は、生活保護法律相談業務委託契約が、厚生労働省の定めるセーフティネット支援対策等事業実施要綱に規定する生活保護適正実施推進事業実施要領の認定等事務適正化事業に該当し、これに要する経費は、同支援対策等事業費補助金交付要綱の適用を受け、その10割が国庫補助の対象になるところから、国に対して補助金交付の申請を行い、同契約に基づく弁護士委託料の全額に見合う金額の国庫補助金の交付を受け入れており、本件監査対象の弁護士委託料についても、その全額に見合う金額の国庫補助金を受け入れて賄っているため、その支払については、実質的に市自体の財政に何らの影響も与えていない。

2 監査委員の判断

(1) 市による生活保護法律相談業務委託契約締結の必要性について

請求人は、市には、既に弁護士との間で締結されていた行政法律相談業務委託契約により、行政執行上で必要があれば、何時でも弁護士の助言や指導を受ける法律相談をし得る体制ができていたので、生活保護事務でも、それを活用することができ、さらに弁護士との間で生活保護法律相談業務委託契約を締結し、その委託料を支払う必要性はないと主張するので、まず、この点について検討する。

市が、弁護士との間で生活保護法律相談業務委託契約を締結するに至った経過および理由は、「監査により認められた事実」(2)のアで明らかなおおり、市が、平成11年の現厚生労働省による事務監査および平成12年の会計検査院による実地検査を受けた際、いずれも生活保護事務の処理において保護費の不正受給など不適正な事実が数多くあることが指摘され、その改善を強く要請されたことを契機として、全庁的な体制で組織して設置した生活保護事務庁内検討委員会による検討結果に基づいたものであり、生活保護事務を適正かつ円滑に運営するためには、悪質な保護費の不正受給者に対して、告訴・告発を含めた厳正な法的対応を執らなければならない事案もあり、高度な法律専門知識や判断が必要であり、法律専門家の弁護士による協力が不可欠であるという判断によるものである。

その当時、市では、請求人が指摘するとおり、全部局を対象とする行政法律相談業務が制度化されており、生活保護事務処理の適正化にも、これを活用することは不可能ではなかったものの、この行政法律相談の実施状況は、「監査により認められた事実」(1)のウのとおり、盛況を極み、既に手一杯の状態にあり、従前の体制で、今後、大量に発生することが予測される生活保護事務関係の法律相談までも賄うことは不可能なことでありと判断され、あえて、これを活用するとすれば、他部局の法律相談を犠牲にしかねず、その体制を大幅に拡大するか、市営住宅問題の場合と同様に、別途、生活保護事務処理だけに対応する法律相談業務委託を新規に制度化するか、いずれかの方法を執らなければならないこととなるが、市としては、機能性および効率性の点から検討して、後者

が優れていると判断し、これを導入することを決定したものであり、市に既に行政法律相談業務体制ができていたとはいえ、別途、生活保護法律相談業務体制を構築することが必要かつ不可欠なものであったことは明らかであると言わなければならない。「監査により認められた事実」(2)のウで明らかにされている生活保護法律相談の実施状況がその必要性を証左しているものと認められるので、請求人の上記主張が何ら理由のないものであることは明らかである。

(2) 市と弁護士の間で締結されている生活保護法律相談業務委託契約の相当性・適法性について

次に、請求人は、生活保護法律相談業務委託契約の締結自体の違法性および不当性を主張しているので、その点について検討する。

市と弁護士の間で締結されている生活保護法律相談業務委託契約は、前項で明らかなおおりに、市担当職員が生活保護事務を適正かつ円滑に遂行する上で必要かつ不可欠なものであり、正当かつ合理的な理由があるものであり、市長が、法施行令第167条の2第1項第2号に基づく随意契約により締結したものであるため、その手続においても、何ら違法・不当と非難されるものはなく、適法かつ相当なものと認められ、請求人の上記主張は失当である。

(3) 市の生活保護法律相談業務委託契約に基づく委託料支出の適法性について

さらに、請求人は、市が弁護士との間に締結した生活保護法律相談業務委託契約に基づき弁護士に支払った委託料は公金の違法または不当な支出にあたりと主張しているため、この点について検討する。

市が、弁護士との間に締結した生活保護法律相談業務委託契約に基づき弁護士に支払った委託料の金額は、「監査により認められた事実」(2)のオで明らかなおおりに、当初契約締結当時にまだ廃止されていなかった香川県弁護士会制定の報酬等基準規程で、法人の顧問料は、月額5万円以上の金額、法律相談料は30分につき5,000円以上1万円以下の金額と定められていたことに則り、委託弁護士と協議して、基本料を5万円、定期相談料を5万円、臨時相談料を30分につき5,000円と

取り決めたものであり、その金額は、行政法律相談業務委託契約における委託料と同一金額となっており、その委託料金額は、相当かつ妥当なものであると認められ、市は、その契約による相談実績に応じた委託料を支払っているものであり、その支出金額は、相当かつ適正なものと認められる。

したがって、市は、「監査により認められた事実」(2)のエで明らかなおとおり、この委託料の支出について、各弁護士から、約定に基づき、実際の定期相談等事業実施の実績に対応した請求書の提出を受けた後、市側で、支出負担行為決議兼支出命令を歳出管理票により起票し、事務決裁規程に基づき保護課長までの決裁を受けた上、出納室長までの審査を受け、支出を行う事務手続を執っており、その手続においても、何ら違法ないし不当な点は認められず、請求人の上記主張は何ら理由のないものと判断する。

- (4) 本件請求に係る公金支出における法第232条第1項および第2条第14項ならびに地方財政法第4条第1項の各規定違反の有無について

最後に、請求人は、生活保護法律相談業務委託契約に係る公金支出について、法第232条第1項および第2条第14項ならびに地方財政法第4条第1項の各規定に違反する違法な公金支出であると主張しているので、この点について検討する。

請求人が主張する法第232条第1項および第2条第14項ならびに地方財政法第4条第1項は、地方公共団体がその事務を行うに当たり、必要な経費を支出する場合、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならないという趣旨を規定しているものである。

そこで、これを生活保護法律相談業務委託契約に基づく委託料の支出について考察するに、この委託料支出は、前項で明らかにしているとおとおり、その金額は相当かつ適正なものと認められ、必要な最小限の支出に止まっており、その財源は、「監査により認められた事実」(2)のカで明らかなおとおり、その全額が国庫補助金で賄われており、法第232条第1項および第2条第14項ならびに地方財政法第4条第1項の各規定の趣旨に則した妥当な支出となっていると認められ、何ら違法・不当な点

は見受けられず，その支出が市に損害を与えるものでないことは明白である。

よって，本件措置請求には理由がないものと判断する。

(別紙)

生活保護法律相談契約委託料の支出状況

平成17年度

相談実施年月	支出額 (円)	支払済日	臨時相談 に係る 時間数
平成18年1月分	100,000	18.2.21	
同	100,000	18.2.21	
平成18年2月分	105,000	18.3.20	30分
同	100,000	18.3.20	
平成18年3月分	100,000	18.4.21	
同	120,000	18.4.21	120分
計	625,000		

平成18年度

相談実施年月	支出額 (円)	支払済日	臨時相談 に係る 時間数
平成18年4月分	100,000	18.5.19	
同	100,000	18.5.19	
平成18年5月分	100,000	18.6.21	
同	105,000	18.6.21	30分
平成18年6月分	105,000	18.7.21	30分
同	115,000	18.7.21	90分
平成18年7月分	100,000	18.8.21	
同	100,000	18.8.21	
平成18年8月分	100,000	18.9.21	
同	100,000	18.9.21	
平成18年9月分	100,000	18.10.20	
同	100,000	18.10.20	
平成18年10月分	100,000	18.11.10	
同	100,000	18.11.10	
平成18年11月分	100,000	18.12.21	
同	100,000	18.12.21	
平成18年12月分	100,000	19.1.19	
同	100,000	19.1.19	
計	1,825,000		

合計 2,450,000円

高松市監査委員告示第7号

生活保護に係る法律相談業務委託契約に伴う公金支出に関する住民監査請求に係る個別外部監査の請求について、地方自治法（以下「法」という。）第252条の43第9項の規定により、高松市長に同条第2項前段の規定による通知を行わなかった理由を次のとおり公表します。

平成19年4月11日

高松市監査委員	北原和夫
同	吉田正己
同	住谷幸伸
同	伏見正範

生活保護に係る法律相談業務委託契約に伴う公金支出に関する住民監査請求に係る個別外部監査の請求について

第1 請求の内容

1 請求人

住所・氏名 省略

2 請求書の受付

平成19年2月15日

3 請求の要旨（原文）

別紙事実証明書（①保護課の専用の法律相談委託契約起案文書写し，②保護課以外の全課〈53課と9室〉を対象とする法律相談委託契約起案文書写し（注）事実証明書については省略した。）の記載によると，生活保護関係業務担当の高松市職員は，事実証明書②の庶務課の主管する「保護課以外の全課を対象とする法律相談」体制の中で生活保護関係業務の法律相談が可能であるにもかかわらず，必要もないのに事実証明書①の法律相談業務委託契約を違法又は不当に締結し及び当該契約を履行して当該契約

に伴う公金を違法又は不当に支出したものである。事実証明書①の契約は、地方自治法第242条第1項に規定する違法又は不当な契約の締結及び履行に該当するものであり、当該契約により支出した金員は当然に違法又は不当な公金支出に該当するものである。事実証明書②によると(a)基本委託料5万円×2人×12月、(b)執務委託料5万円×24日、(c)臨時相談料5千円×72回の体制とされており、月平均2回の法律相談があり、この回数で不足する場合には72回の臨時法律相談も可能なのである。一方、事実証明書①によると(a)基本委託料5万円×2人×12月、(b)定期相談料5万円×24日、(c)臨時相談料5千円×32回とされており、その内容は、臨時相談の回数を少なくした以外は事実証明書②の内容と同様である。一つの課の業務に、他の全課(53課・9室)の法律相談と同程度の回数の法律相談が必要であるとは考えられない。

結局、保護課の公務に必要な本件契約及び当該公金支出は、地方自治法第242条第1項に規定する違法又は不当な契約の締結・履行及び違法または不当な公金支出に該当するものであり、当該公金支出は地方自治法第232条第1項、同法第2条第14項及び地方財政法第4条第1項の各規定に違反する違法な公金支出なのである。

よって、本件請求人は、高松市監査委員が、上記の違法又は不当な契約の締結・履行及び公金支出について責任を有する者に対して当該損害の補填を求めるほか、その他の「必要な措置」を講ずるよう高松市長に対して勧告することを求める。

4 監査委員の監査に代えて個別外部監査契約に基づく監査によることを求める理由(原文)

住民監査請求の分野においては、従来の監査委員の制度は全く機能しておらず、信用できないので、個別外部監査契約に基づく監査を求める必要がある。

第2 監査対象事項

本件請求による監査対象事項は、高松市では、弁護士と行政問題法律相談業務委託契約を締結し、行政全般の法律問題について弁護士と相談でき

る体制が整っているのに、生活保護関係業務担当の市職員が、別途、弁護士との間で、生活保護事務に関する法律相談業務委託契約を締結して、委託料や相談料を支払っていることが、何ら必要もないものとして、違法または不当な公金の支出に該当するか否かという事項である。

第3 高松市長に法第252条の43第2項前段の規定による通知を行わなかった理由

本件請求の監査を行うに当たっては、監査委員に代わる外部の専門的知識を有する者を必要とするような特段の事情があるとは認められず、むしろ、監査委員の監査による方が適当であると判断したことによるものである。